

第 20 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 20 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 3 年 4 月 16 日（金） 午前 10 時 00 分から 12 時 00 分まで	
場所	利根町役場 4 階 4-A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，市川委員，船川委員，飯塚委員，岩戸委員，吉岡委員，加川委員，鈴木（弘）委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，
	事務局	政策企画課 川上課長、服部課長補佐，高野政策支援員，栗原主任，蓮沼主任
欠席委員	加藤委員，新井委員，猪鹿月委員，鈴木（亜）委員	
会議次第	1 開会 2 参加及び協働の条文について 3 男女共同参画の条文について 4 次回の開催日について 5 その他 6 閉会	
配付資料名	第 20 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 （仮称）利根町自治基本条例 参加について（素案） 資料 2 （仮称）利根町自治基本条例 協働について（素案） 資料 3 （仮称）利根町自治基本条例 男女共同参画について（素案） 参考 利根町男女共同参画推進条例	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p>
委員長	<p>本日は、参加及び協働の条文について議論するが、一番最初の検討委員会でも議論が出た、男女共同参画も条項に入れたいという皆様の意思についても確認する。</p>
委員長	<p>2 参加及び協働の条文について 今回配布されている資料1，資料2は前回配布したものから手直しがされている。</p>
	<p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 参加について(素案)」，資料2「(仮称)利根町自治基本条例 協働について(素案)」について事務局より説明)</p>
委員長	<p>前回論点が出たが、「町」については定義として「行政及び議会」ということになった。条文についても定義で決めたように「行政及び議会」と読みかえて読んでいただきたい。読みかえてみて、これでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>参加について、何か意見，質問はあるか。</p>
委員	<p>条文はいいと思うが、参加の方のパブリックコメントに関して、「町は重要な条例の制定又は改廃」という文言がある。町はパブリックコメントの要綱を制定しているが、その第3条には対象として「町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃」と定めている。条例の中でこれを定めるのはどうかと思うので、是非解説文の中に、今ある要綱を引用していただいて、重要な条例というのはどういうものかというのを示していただきたい。</p>
委員長	<p>条例の解釈の中でつけられると思うので、事務局の方で今の旨を留めておいていただきたい。前回も話したように、議会も条例を作ることがある。一般的に議会には行政のチェックをする監査機能，そして自ら条例を作る政策立案機能というのがある。それを議員提案と言っているが、議員提案の政策条例という。議会はそういったこともできるが、利根町では議会で作られた条例が少ない。今後は利根町議会でも政策が作られる可能性があるということで、パブリックコメントを実施する権利がある。確認であるが、そのパブリックコメントの要綱については議会に関しても適用されるのか。</p>
委員	<p>そちらについては実施機関に適用されるようになっているが、その実施機関とは、町長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員及び農業委員会となっているので、議会は入っていない。</p>
委員長	<p>議会基本条例ではそういったパブリックコメントについては定められているか。</p>

事務局	定められていない。
委員長	議会の方にはパブリックコメントについては定められていないということである。ただ、他の自治体の議会基本条例では定めているところもある。そもそも議会には条例を作る権利があるので、利根町にはそれがないというのもおかしい話で、この自治基本条例の中で定めることで、それに基づいて議会もその手続きを踏めるということになる。船川議員には前回も確認したが、これでよろしいか。
船川	はい。
委員長	先ほどの委員がおっしゃっていたパブリックコメントについては、行政の中でのルールということだったので、この自治基本条例の中のパブリックコメントの条文は議会にも適用されるということになる。「町」は「行政及び議会」ということだったので、当然ながら議会にも適用されるということである。参加について、他になければ協働の方にいきたいと思う。「地域との協働」の部分は事務局で前回から修正をしてもらっている。
委員	上から4番目の「地域との協働」という見出しがあるが、この見出しだと「地域」が主体になっているイメージがある。そして、この条文の1項目は「住民自治組織は」で始まっていて、2項と3項は「町は」、「町民は」と始まっている。内容の意味はわかるが、「地域との協働」となると、町が地域と協働するということなのか、見出しがしっくりこないと思った。
委員長	何か代案はあるか。
委員	住民自治組織、町、町民とすべて主体が変わっている。その下に「市民団体等との協働」という見出しがあって、上3つはまとめていて、下は1つという、これはそれぞれの役割を指していると思う。これをすべて1つずつの条文にしてもいいかなと思う。あとは、まとめるのであれば見出しを「協働のそれぞれの役割」としてもいいと思う。
委員長	ここはテクニカルなところなので、他の委員の方には非常に難しいと思う。考え方として、こうした方がいいという案があれば、その方がわかりやすいかと思う。
委員	下に「市民団体等との協働」と分けてあるので、上3つの住民自治組織、町、町民というのを1つにまとめるのであれば、「協働の主体の役割」とか「協働の役割」、「協働のための役割」といった見出しでまとめられると思う。
委員長	今の委員の案を説明すると、1つは、地域との協働というものを全部分けて、第〇条、1項、2項、3項となっているものを、それぞれ全て条にするということである。つまり、主語が違っているとそれぞれの役割の話をしているので、これを1項、2項、3項と1つの条にまとめるのではなく、それぞれを別の条に分けるという案が1つであ

	<p>る。2つ目としては、まとめるならば、見出しを「協働の役割」にして、今ある「地域との協働」と「市民団体等との協働」をひとつの括りに入れるということである。3つ目はこの「地域との協働」という部分を残すということになるが、そもそもこの「地域」という言葉が抽象的なのでこのようなことが起こっている。</p>
委員	<p>この見出しが何のためにあるかという、ここの条文には何が書かれているかというのを一目で見られるというのが法制の手法としてあるので、短い言葉で何が書かれているかがわかればよいということである。</p>
委員長	<p>一般的なやり方はこの1項、2項、3項を別の条に分ける方法である。もう一つのやり方としては、「協働の役割」ということであれば、この「地域との協働」と「市民団体等との協働」をひとまとめにしてしまう方法である。私が知っているテクニックとしてはそういうものである。あとはこの「地域との協働」という見出しの言葉を変えるというものだが、ここにうまい言葉がなかなか見つからないわけであるが、事務局として何か案はあるか。</p>
事務局	<p>すぐには出ない。</p>
委員	<p>これをすべて別の条にするのであれば、一番上は住民自治組織の役割、二番目は町の役割、三番目は町民の役割となる。それをまとめようとするのはなかなか難しいが、内容的に変わる部分ではなく、法制上の技術的な部分なので、あとで事務局と協議して決めればよいと思う。</p>
委員長	<p>では、ここに関しては私と事務局、法制担当で話をして、次回提案するということではよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>3 参加・協働の条文について</p> <p>次第の3にいきたいと思う。利根町では今年の4月に男女共同参画推進条例が施行された。これについて、事務局から説明していただく。</p> <p>(参考「利根町男女共同参画推進条例」について事務局より説明)</p>
委員長	<p>これについて何か質問はあるか。</p>
委員	<p>茨城県内の他市町村における、こういった条例の制定状況はどうなっているのか。</p>
事務局	<p>恐らく、周りの市町村では制定が進んでいると思われる。少し遅れたかなといったところである。</p>
委員長	<p>男女共同参画というのは、市民参加という観点と密接している。審議会の男女比率</p>

	<p>の問題や、さまざまところで男女比率というのを検討することは重要なことになる。実際に、16条にあるが、この附属機関、審議会などの女性の割合というのは決まっているのか。</p>
事務局	<p>令和6年度に30%となるように目標値として設定している。これは第二次利根町男女共同参画推進プランの設定である。</p>
委員長	<p>この検討委員会のメンバーに関しては完全に女性3割を超えているので問題ないということになる。では、実際に条文を見ながら意見等をいただきたいと思う。</p> <p>(資料3「(仮称)利根町自治基本条例 男女共同参画について(素案)」について事務局より説明)</p>
委員長	<p>まず、1点目は自治基本条例の中でこの男女共同参画についての条文を作っている市町村は少ないということである。2点目としては、条文検討項目というのを以前配られていると思うが、「男女共同参画の推進」の前に「まちづくりの基本理念」というのがある。その「まちづくりの基本理念」というところに入れることが多いという、2つのことを説明いただいた。なぜわざわざ男女共同参画を入れたかという話は既に議論していた。この男女共同参画をあえて条文に入れることは悪いことではないということだけ覚えておいていただきたい。総務課長から何か補足はあるか。</p>
飯塚	<p>町の条例なので、特色を出していく、ここに力を入れていくというのが見える形になると思う。これを入れることについて異議はない。</p>
委員	<p>私はこの委員会の当初にも、男女共同参画は自治基本条例の中にも入れた方がいいと賛成した。それはなぜかという、人間は頭の中で考えていても、他の人にそのことは伝わらないと思うからである。やはり言葉にして、あるいは条例、法律にして、きちんとした形で示さないと相手に伝わらないことはたくさんある。区長会の構成を見ると、男性が圧倒的に多い。私が区長をやっている、次の人にバトンタッチをするときに、次の区長を探している中で、女性でも周りの人を引っ張っていくリーダー的な人はいた。そういう人に区長をやってもらえたら地域にとってもプラスになると思い、お願いをした経緯があった。その時に男性から「旦那を差し置いて女房が出ていくことはできない。」という言い方をされ、愕然とした記憶がある。やはりそういう壁があるということを見ると、頭で考えているだけではなく、なんらかの形で利根町としてはこういうことを発信していきたいということで、言語化し、あるいは条例化する意味があると思う。そのことをこの場でみなさんと共有したいと思う。</p>
委員長	<p>他の皆様にも男女共同参画の項目を入れるべきかどうかの意見を聞きたい。</p>
委員	<p>項目としてあった方がいいと思う。今の委員から事例として発表された中で、やはり出たい方が出られるように、そういったものは作った方がいいと思う。</p>

委員	一人一人の意見が認められるような、男性だから女性だからというのではなく、そういう思いを持って関わっていくことが大事だと思うので、あった方がいいと思う。
委員	自治基本条例の中にちゃんと謳っておくと、それを受けて、先にできた推進条例を支える意味でも、あった方がわかりやすいと思う。
委員	区長さんと聞くと、男性がやるものだというイメージがついてしまっているのでこういった条例の中にあると気持ちも変わるといえるか、考え方も変わるといえるので、あった方がいいと思う。
委員	私もあった方がいいと思う。4月から男女共同参画推進条例が施行されたということだが、町民の方から何か反響というか、意見は出ているか。
事務局	この条例を作るときにパブリックコメントを実施しており、その際に意見をいくつかいただいている。それをもとに修正して議会で議決されたうえで施行されている。
委員	聞いた話であるが、男女共同参画にとどまらず、男性が、女性がという話が世界中で話題になっている。この令和3年に私たちが男女共同参画を利根町の中で入れるか入れないかという議論をして決めることはとても大切なことだと思う。他の町民の方からどんな反応があるかわからないが、私は是非入れて欲しいと思う。
委員	もちろん入れてもらうことに賛成である。利根町のことを考えると、高齢化になって若い人が少ないわけであるが、何かをするときに高齢化の中の半分の男性を中心に考えると、今後いろんなことを決めていくにも人が足りなくて決められないということもあると思う。やはり女性もその中に入って、活発に活動して行ってほしいというのが願いである。
委員	女性だけが大切にされるだけでは不十分で、子どもも高齢者も大切である。虐待に関しては子どもや高齢者を虐待から守ろうという法律もできている。たくさんの方がいて、それぞれがかけがえのない個人として尊重される社会であってほしいと思う。ただ、この自治基本条例ができて、その自治基本条例を使い、守っていくというのが町民全体だと思う。そうすると、自治基本条例は維持、守っていく担い手は多くいた方がいい。女性は男性と同数くらいいて、その人たちが共感をもってこの基本条例を維持、守っていくということをしてくれると、長く活躍できる条例になると思う。利根町の状況から見て、男女共同参画ということが一番最初に頭に思い浮かんで、そこからさまざまな、子ども、高齢者のことについて、みんなで考えて、いい町をつくっていききたいと思う。そのことも含めて、皆さんに考えていただきたい。
委員	私もあった方がいいと思う。利根町の自治基本条例というくらいなので、基本となるものだから必ずあった方がいいと思う。

委員長	<p>皆様の意見では、全員があつた方がいいということで、こちらの男女共同参画の条文を設けることに関しては異議がないということによろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>それでは条文の方だが、何か疑問点などあればお願いしたい。まさに男女共同参画のところの1項であるが、これが「町民及び町が一体となった男女共同参画の取組を推進します。」となっていて、そこから男女共同参画推進条例ができていると取ることもできるし、男女共同参画推進条例は次の2項目、3項目も汲んでいるということにもなる。何か質問はあるか。</p>
委員	<p>2項目に、「男女共同参画の推進に関する施策について、町民の理解が深まるよう啓発活動を行います。」とある。この啓発活動について、どうしたら広く町民に啓発することができるのかというのは、担当している政策企画課であるが、難しい問題だと思う。この啓発活動の具体的な中身については、男女共同参画推進条例の「推進委員会」というのがある。こちらの方で議論して、それからどうやって啓発活動をしていったらいいかという議論がされると思うが、この2項について、「男女共同参画推進委員会において、啓発活動について議論する」という文言を入れることは余計であるか。</p>
委員長	<p>入れるか入れないかは皆さんで議論をする必要があるが、入れることによって何が変わるかということをお伝えいただけるか。</p>
委員	<p>推進委員会の中身としても、啓発活動について議論するということは第19条以降に書いてあるが、普段私たち町民は、こんな委員会があつて、その委員会がどうしているかということをお知らせしていただくのがいいので、「こんな委員会があつたの、誰がやっているの」という話になることがあるので、どうしても私としては、推進委員会のミッションについて、条例の中でこういうミッションをする委員会を作る、作つてあるということをお知らせしておいてはどうかという気がした。</p>
委員長	<p>それに関しては一般論だけ申し上げると、こういったいわゆる憲法のような条例は、きわめて簡略に書くというのが一般的である。今おっしゃつたような推進委員会に関しては、個別の男女共同参画推進条例の方で本来は詳細に書くべき話であつて、おそらくパブリックコメントとかそういうときにもっときちんと決めてくださいということをお知らせすべきだつたと思うが。</p>
委員	<p>私はこの参画推進条例のパブリックコメントを書いており、その際に啓発活動についてはかなり書いた記憶がある。それがこの条例に活かされているかどうかはわからないが、条例ができてみて、やはりその啓発のことが問題になってくるのではないかと思う。どうやったらきちんと啓発ができるかというのは、どこの自治体も試行錯誤を繰り返しながらやっているというのが実情だと思う。</p>

<p>委員長</p>	<p>逆に言うと、条例というよりは施行規則というものがある。条例を実施するために規則を作るのだが、そういう中で具体的に入れることもあるし、それぞれの推進委員会の取組というのは、その時代、その場所、その状況によって変わってくる。なので、全部いちいち入れると、逆にそれに縛られてしまうので、なるべく変更しやすいように入れるというのが一般的ということである。法律でも条令でも、議会にかけなければいけないので、簡単に変更することができない。法律で決めるものというのは、大きく枠を作って、細かい話というのはそれ以下の施行令という、実施をするときの政令で決める。政令であれば比較的簡単に決められるので、それに相当するものが先ほど言った施行規則というものになる。あくまでも法的な技術としては大枠を作って細かいところはそれ以下に任せるということである。委員のおっしゃることはよくわかるが、委員の皆様が伝道師として内容を説明する際に、「男女共同参画を推進していますよ」と、この程度で説明ができればいいという話だと思う。むしろそういうものが自治基本条例の役割であるので、細かいところまで入れると、皆様にお話しただくときにわからないところが出てくるので、できれば周りの町民の方々に話すことを前提に考えていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長がおっしゃったことに納得した。あくまでも私たち委員が伝道師となって、町民の皆さんに説明するというのを考えると、あまり詳しいことではなくて、男女共同参画という条文についてしっかりと説明できるという意味では委員長のおっしゃるとおりである。</p>
<p>委員長</p>	<p>自治基本条例には男女共同参画を入れていますというアピールができればよろしいかと思う。あとは男女共同参画推進条例があるので、そちらでやっていただくという作りになっている。そういう趣旨なので、そんなに難しくならない方が皆様にもわかりやすいと思う。他の委員の方もそれでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、法的な中身の部分について、飯塚委員としてはいかがか。</p>
<p>飯塚</p>	<p>事務局にお聞きするが、素案の2項と3項、これが男女共同参画推進条例の第4条、5条のうち、それぞれの2項を引用しているかと思うが、1項目ではなく2項目を引用した理由をお聞きする。</p>
<p>事務局</p>	<p>男女共同参画推進条例の、町の責務、町民の責務の条文であるが、こちらは町の方で言うと、「男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。」、町民の方では「男女共同参画の推進に努めなければならない。」となっている。内容としては男女共同参画の取組を実施する、推進するというのは素案の第1項と重なってくるため、その部分は2項、3項では引用していない。ただ、その条文だけでは自治基本条例の中に位置づけるにはボリュームとして不足しているため、それぞれ町の責務、町民の責務の第2項で明記している内容を参考にして作っている。</p>

飯塚	素案の第1項では推進条例の「町民の責務」第1項と「町の責務」第1項をまとめたということか。
事務局	その通りである。
飯塚	内容としては理解できるが、もう少し内容を追加してもいいと思う。
委員長	ここはテクニカルな話なので、総務課長、事務局と私で詰めたいと思う。皆さんに議論していただきたい内容は、第1項で「町民及び町」となっているが、第2項で「町は」、第3項で「町民は」となっているので、その順序がどうかということである。そしてもう一つ、男女共同参画推進条例の方では「施策」という言葉を使っているが、自治基本条例の一般論としては「政策」という言葉を使っているので、言葉の整合性として「政策」という言葉を使うかどうかということである。一般的に自治体では「政策」という言葉は使わないが、自治基本条例では「政策」という言葉は使っている。利根町としてどうなのかということをお飯塚課長に伺いたい。
飯塚	あまりこだわったことはなかった。「政策」という言葉は文章を書くときにはよく使うが、町の条例で「政策」という言葉が出てくることは少ない。
委員長	日本の自治体で「政策」という言葉が盛んに使われるようになったのは1999年に地方分権一括法ができ、2000年に施行されてからというのが一般的な歴史の流れである。それまでは国が考えた政策に基づいて地方自治体が施策を行っていたので、自治体では「施策」という言葉が使われることが多かったと言われている。男女共同参画については国の男女共同参画推進法という法律に基づいたものなので施策ということになる。ただし、法律があってもなくても、利根町としてやる気持ちがあるかどうかで「政策」か「施策」かが変わる。施策の場合は法律に基づいているということになるが、「政策」にした場合は利根町独自の話なんだということになる。それを皆様の意見で決めていただきたい。法律に従っているからやるのか、利根町としてやるのかという議論である。担当の政策企画課としてはいかがか。
事務局	男女共同参画推進条例の中では「施策」という言葉を使っている。確かに、男女共同参画推進法に基づいて動いているわけであるが、町の条例も作ったので、町の方でも動いていきたいというところである。しかし、言葉を「政策」にするか、「施策」にするかは判断が難しい。
委員長	事務局としては、条例ないしは計画を作るというのは法律に定められているので、法令順守という立場である。皆さんがこの男女共同参画の条文をあげた方がいいと言っていたのと同じように、法律とは別に、利根町としてやっていくという意思表示をする場合は「政策」ということになる。
委員	国に従ってやっていると施策で、自分たちでやろうというのが政策ということであるが、一般の人にとっては「政策」と「施策」で言葉の違いがあるということがあ

	<p>まりわからないと思う。今初めて聞いて、そういった背景があるということがわかったが、どちらを使っても同じように見えるし、あえて変えてもなぜ違うのかが伝わりにくいので、どこかで違いを伝える必要があると思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>これについては他のところでも関わってくるところである。他のところもすべて「政策」にするのか、「施策」にするのかという点で大きな命題になった。</p>
<p>委員</p>	<p>この場で結論を出すのは難しいので、もう少し考えたいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>単純に見ると、「施策」という言葉を使っている部分は、町が作った施策という意味合いですべて取れると思う。もし「政策」という言葉を使っていくのであれば、政策をしていくという、未来に向かっていくような形で言葉を使っていかないと使いづらいと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>時間になったので、本日のところはここまでとする。</p> <p>4 次回の開催日について 次回開催日は後日通知となった。</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会 それでは以上で第20回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>